

E i w a N e w s

株主リストが登記の添付書面となります

平成 28 年 8 月
(No. 133)

商業登記規則が改正され、登記すべき事項につき株主総会の決議や株主全員の同意を要する場合、その登記の添付書面として、株主リストが必要となります。施行日は平成 28 年 10 月 1 日です。今回は、この株主リストの改正情報を中心に、昨年から今年にかけて改正された主な株式会社の登記手続きをご紹介します。

1. 株主リストの添付を必要とする登記手続

(1) 概要

登記すべき事項につき株主総会の決議や株主全員の同意を要する場合、その登記の添付書面として株主リストが必要となります。

また、株主リストは、種類株主総会の決議を要する場合や書面決議による場合(会社法 319 条 1 項、325 条)にも必要となります。

株主リストの添付を必要とする場合	登記すべき事項につき下記 株主総会の決議 株主全員の同意 のいずれかを要する場合
------------------	---

(2) 改正趣旨

改正趣旨は「不正登記の防止」です。近年、偽造された株主総会議事録を基に、不正な登記がされる事件が後を立ちません。株主リストの添付の狙いは、主要株主の情報を法務局が把握することにより、このような不正な登記がされることを防ぎ、登記への信頼を強化することです。

(3) 対象

株式会社のほかに、投資法人、特定目的会社も添付が必要(社員等のリスト)となりますが、その他の法人(合同会社や一般社団法人等)では不要です。

(4) 株主リストに記載する株主

株主リストに記載する株主は、「議決権数上位 10 名の株主」又は「議決権割合が 3 分の 2 に達するまでの株主」のいずれか少ない方です。ただし、株主全員の同意を要する場合は、株主全員を記載します。

株主リスト記載株主	下記 又は のいずれか少ない方 議決権数上位 10 名の株主 議決権割合が 3 分の 2 に達するまでの株主
-----------	--

(5) 株主リストの記載事項

株主リストの記載事項は下記のとおりです。

株主リスト記載事項	氏名又は名称 住所 株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数) 議決権数 議決権割合(株主全員の同意を要する場合は不要)
-----------	--

(6) 施行日

施行日は、平成 28 年 10 月 1 日です。施行日前に株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記申請をするときは、株主リストの添付が必要となりますのでご注意ください。

2. 役員就任登記の添付書面の変更

平成 27 年 2 月 27 日付施行の商業登記規則の改正により、役員の就任登記を申請する場合、就任者の本人確認証明書も必要となりました。ただし、再任の場合は不要です。

【本人確認証明書の一例】

住民票の写し（個人番号が記載されているものは使用不可）
印鑑証明書
運転免許証や住基カードのコピー
マイナンバーカードや健康保険証（住所を手書きで記入するものは使用不可）のコピー

3. 代表取締役の辞任届の変更

平成 27 年 2 月 27 日付施行の商業登記規則の改正により、法務局へ印鑑を届け出ている代表取締役の辞任届については、下記のとおり取扱いが変更となりました。

【改正前】	【改正後】
・ 認め印での押印	・ 個人の実印での押印とその印鑑証明書の提出 又は ・ 法務局に届け出ている会社の代表者印での押印

4. 代表取締役の住所要件の廃止

設立の登記や代表取締役の重任、就任の登記をする場合、従来は代表取締役のうち最低 1 名は日本に住所を有する者でなければならないとする制限がありましたが、平成 27 年 3 月 16 日付の法務省の通達によりこの制限は廃止されました。これにより代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合であっても、その設立の登記や重任、就任の登記が可能となりました。

5. 監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定めの登記の新設

平成 27 年 5 月 1 日付施行の会社法改正により監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定している株式会社は、限定している旨を登記することが義務づけられました。

【登記記録例】

役員に関する事項	監査役 甲野太郎	平成 28 年 6 月 15 日就任 平成 28 年 6 月 15 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成 28 年 6 月 15 日登記

ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。